

議案第30号

令和2年度基山町下水道事業会計未処分利益剰余金の処分について

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第32条第2項の規定により、下記のとおり令和2年度基山町下水道事業会計未処分利益剰余金の処分について、議会の議決を求める。

令和3年9月6日提出

基山町長 松田 一也

記

令和2年度 基山町下水道事業剰余金処分計算書

(単位：円)

	資本金	資本剰余金	未処分利益剰余金
当年度末残高	921,502,826	89,040,247	125,352,414
議会の議決による処分額	11,890,512	0	△11,890,512
資本金への組入	11,890,512	0	△11,890,512
処分後残高	933,393,338	89,040,247	113,461,902

提案理由

地方公営企業法第32条第2項の規定により、令和2年度基山町下水道事業会計未処分利益剰余金の一部の額を資本金に組み入れるため。

令和3年9月16日原案可決